

飲酒運転検挙状況及び飲酒運転ゼロボックス受理・検挙状況等

【北海道飲酒運転の根絶に関する条例の制定経緯】

平成 26 年 7 月、小樽市において、将来ある若者が飲酒運転の車にひき逃げをされ、3 人が亡くなり、1 人が重傷を負うという悲惨な事故が発生しました。

また、平成 27 年 6 月には、砂川市において、飲酒運転の暴走車両に巻き込まれ、両親と子ども 2 人が亡くなるなど一家 5 人が死傷する大変痛ましい事故が発生し、重大事故が後を絶ちません。

こうした中、飲酒運転の根絶に取り組むべく、平成 27 年 12 月に「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が施行されました。

【北海道飲酒運転の根絶に関する条例の条文一部抜粋】

(道民の責務)

第 5 条 道民は、飲酒運転をしてはならない。

○ 道民は、車両を運転することが見込まれる場合には、飲酒をしてはならない。

○ 道民は、飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見した場合には、飲酒運転を制止するよう努めるものとする。

(通報)

第 10 条 道民は、飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見した場合には、その旨を警察官に通報するよう努めなければならない。

1 飲酒運転を伴う交通事故発生状況

	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年 12 月末
発生件数	162	127	131	97 (-34)
死亡事故件数	9	11	9	7 (-2)
死者数	11	11	11	7 (-4)
傷者数	220	156	176	131 (-45)

2 飲酒運転検挙状況

	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年 12 月末
検挙件数	949	841	833	926 (+93)

3 飲酒運転ゼロボックス受理・検挙状況 (件数)

		H28 年	H29 年	H30 年	R1 年 12 月末
1 飲酒 運転 情報	ア 運転手が判明する等有力な情報 (件)	41	64	76	50 (-26)
	イ 飲酒場所等が判明している情報 (件)	111	109	117	159 (+42)
	ウ 参考情報 (件)	70	57	133	138 (+5)
	合計	222	230	326	347 (+21)
2	検挙状況 (件)	12	8	12	11 (-1)

※ 各表中の () は昨年同期比